

○都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則

平成22年3月29日

規則第174号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成22年栃木市条例第188号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項の規則で定める土地の区域)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上の区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (3) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第1項の規定により指定されている栃木県立自然公園の特別地域
- (4) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定により指定されている栃木県自然環境保全地域及び同条例第21条第1項の規定により指定されている栃木県緑地環境保全地域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定されている保安林

(平25規則29・平30規則33・令4規則16・令5規則41・一部改正)

(条例第3条第1項第2号の規則で定める道路)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める道路は、幅員4メートル以上で、かつ、相当規模の道路と接続しているものとする。ただし、条例第4条第1号に規定する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、この限りでない。

(平27規則28・令5規則41・一部改正)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則（平成16年栃木市規則第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 25 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 28 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前になされた申請に係る開発行為の許可基準については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 16 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年規則第 41 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行為については、なお従前の例による。